

令和5年度 岐阜市サービス提供事業所研修会 次第  
障害福祉サービス（日中活動サービス・相談支援・障害者支援施設）対象

令和5年11月27日（月）午前10時～

みんなの森 ぎふメディアコスモス みんなのホール

1 開催の挨拶

2 農福連携の取組みについて

【（一社）岐阜県農畜産公社 ぎふアグリチャレンジ支援センター】

資料1 農福連携の取組と基礎知識

3 令和4年度における実地指導等について

【指導監査課】

資料2 実地指導等について

4 事業所等運営に関する基本的な事項等について

【障がい福祉課（指導係）】

資料3 事業所等運営に関する基本的な事項について（指定基準等）

資料4 事業所等運営に関する基本的な事項について（報酬請求等）

資料5 指定障害児通所支援事業所に対する行政処分について

5 相談・権利等擁護について

【障がい福祉課（相談係）】

資料6-1 リーフレット「障がい者を虐待から守りましょう！」

資料6-2 リーフレット「わかりやすい版 虐待されたら やめて と言おう」

資料6-3 岐阜市サポートブックのご案内

6 ひきこもり相談室について

【福祉政策課（ひきこもり相談室）】

7 閉会の挨拶

## 農福連携の取組と基礎知識

日時: 令和5年11月27日(月)

場所: みんなの森 ぎふメディアコスモス



(一社)岐阜県農畜産公社  
(ぎふアグリチャレンジ支援センター  
・農福連携推進室)

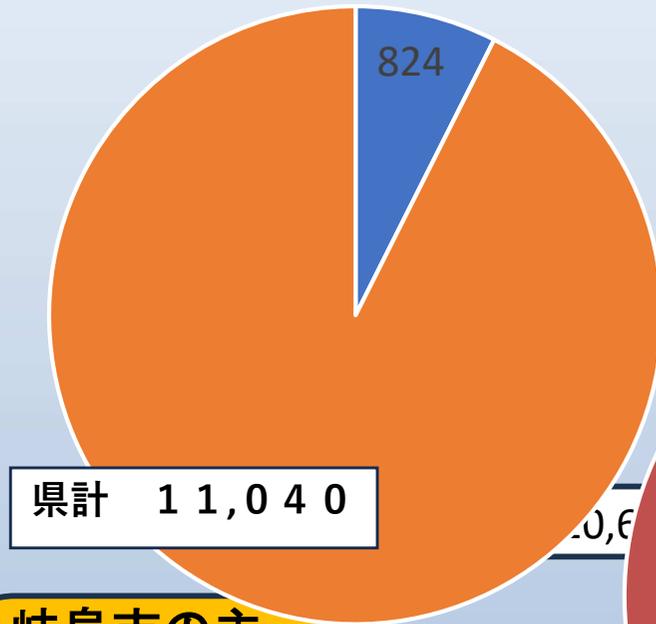
〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12

TEL 058-215-1550

FAX 058-276-1268

# 岐阜市の農業

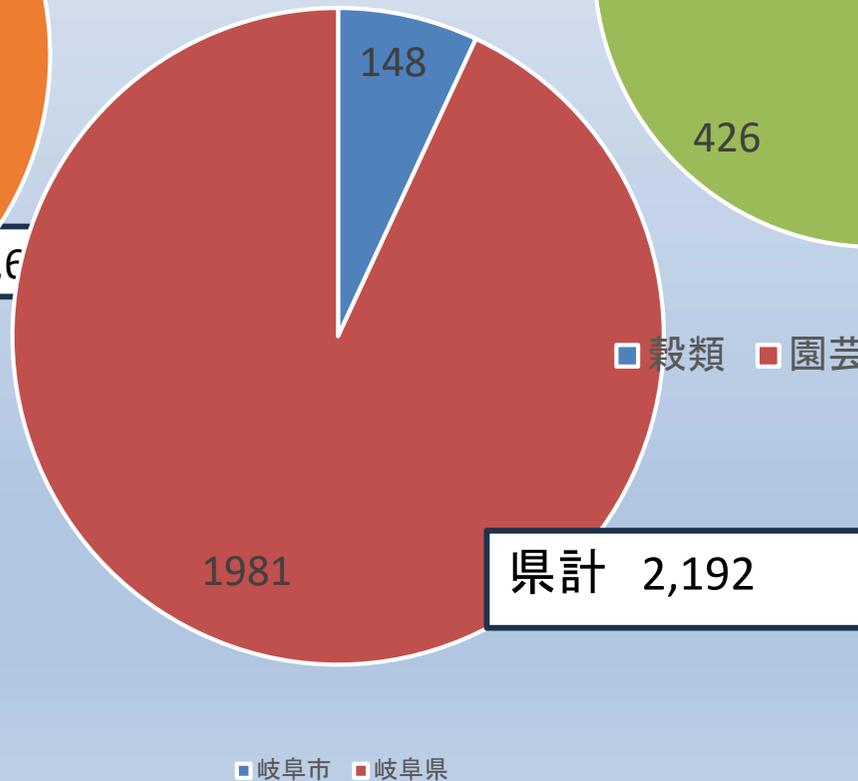
農業産出額（千万円）



岐阜市の主な農産物

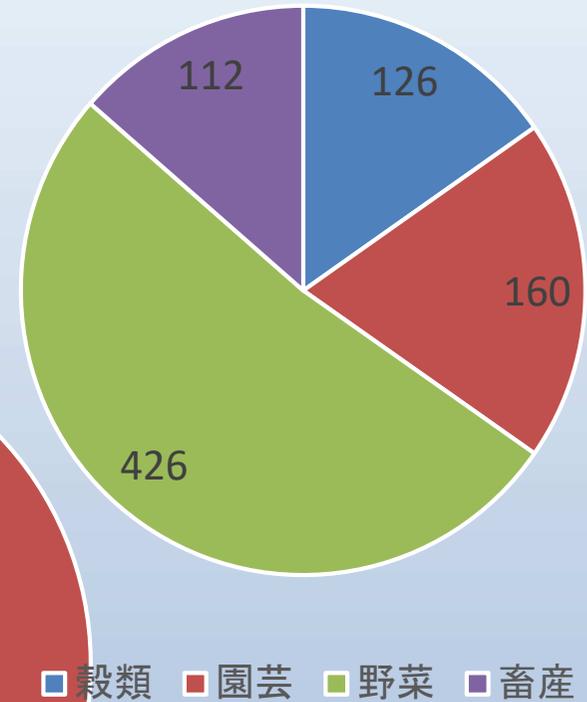
- ・いちご
- ・えだまめ
- ・かき (柿)
- ・花き
- ・こまつな
- ・だいこん
- ・れんげ草

認定農業者数(人)



■岐阜市 ■岐阜県

岐阜市類別販売高



■穀類 ■園芸 ■野菜 ■畜産

# ○農福連携とは

・福祉分野では、障がい者や高齢者、生活困窮者の新たな働き口を創出できる。

・農業分野では、高齢化による後継者・働き手不足の問題を解消できる。

# 農福連携の目的

農福連携とは、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組。農林水産省では、厚生労働省と連携して、「農業・農村における課題」、「福祉(障害者等)における課題」、双方の課題解決と利益(メリット)があるWin-Winの取組である農福連携を推進。

## 「農」と福祉の連携(=農福連携)

### 【農業・農村の課題】

- ・農業労働力の確保  
※毎年、新規就農者の2倍の農業従事者が減少
- ・荒廃農地の解消 等  
※再生利用可能な荒廃農地は全国で約9万ha

### 【福祉(障害者等)の課題】

- ・障害者等の就労先の確保  
※障害者約964万人のうち雇用施策対象となるのは約377万人、うち雇用・就労しているのは約95万人
- ・工賃の引き上げ 等

障害者等が持てる能力を発揮し、それぞれの特性を活かした農業生産活動に参画

### 【農業・農村のメリット】

- ・農業労働力の確保
- ・農地の維持・拡大
- ・荒廃農地の防止
- ・地域コミュニティの維持 等

### 【福祉(障害者等)のメリット】

- ・障害者等の雇用の場の確保
- ・賃金(工賃)向上
- ・生きがい、リハビリ
- ・一般就労のための訓練 等



## 目指す方向

### 1 農業生産における障害者等の活躍の場の拡大

障害者等の雇用・就労の場の拡大を通じた農業生産の拡大。



### 2 農産物等の付加価値の向上

障害の特性に応じた分業体制や、丁寧な作業等の特長を活かした良質な農産物の生産とブランド化の推進。



### 3 農業を通じた障害者等の自立支援

障害者等の農業への取組による社会参加意識の向上と工賃(賃金)の上昇を通じた障害者の自立を支援。



# ぎふ農福連携アクションプランについて

## 1 策定の趣旨

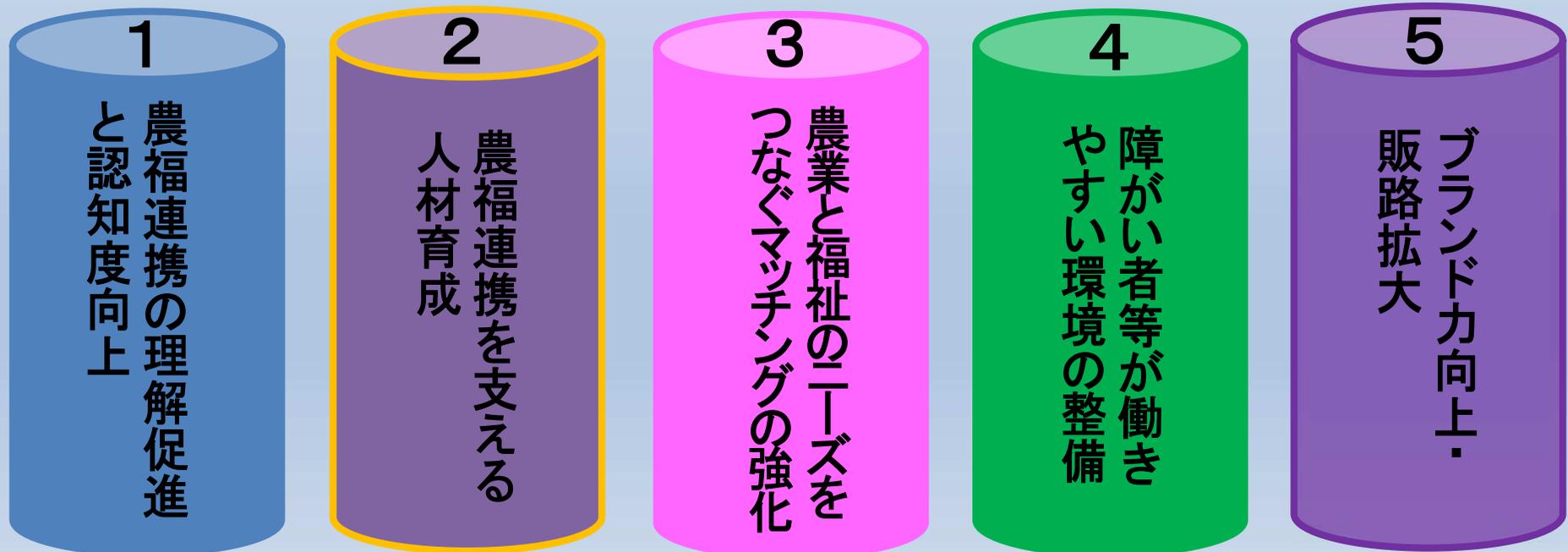
- ・障がい者の農業分野での活躍や社会参画の実現に向けて、全庁的かつ計画的に各施策を推進するため、本プランを策定

## 2 プランの対象期間 令和4年～令和7年度までの4年間

## 3 基本的な取組み方針

- ・「SDGsの理念」に通じ、「共生社会の実現」に資する取組みである農福連携の県内における定着を図る。
- ・具体的には「理解促進と認知度向上」「人材育成」「マッチング強化」「働きやすい環境整備」「ブランド力向上・販路拡大」を柱に取り組み。

## 施策の5本柱



# 岐阜県の農福連携の推進体制

## 岐阜県

### ぎふ農福連携推進本部

#### <目的>

農福連携の各種施策を全庁的に推進

#### <構成員>

知事、両副知事、庁内部局長等

### 岐阜県農福連携地域 ネットワーク会議 (有識者会議)

#### <目的>

農福連携を進めるため、効果的な方策を検討

#### <構成員>

岐阜大学応用生物科学部教授、  
県社会福祉協議会、県障害者  
社会参加推進センター、JA岐阜  
中央会 等 計23団体

## 現地推進機関



### 農業経営体



### 福祉事業所 (特別支援学校を含む)

相談  
情報提供

相談  
情報提供

### マッチングの実施

相談  
情報提供

相談  
情報提供

### ぎふアグリチャレンジ支援センター

### 農福連携推進室

マッチング活動への協力・支援

相談・情報提供

### 地域連携会議

#### 県関係機関

・農林事務所  
(農業振興課・農業普及課)  
・県事務所(福祉課)

#### 市町村

・農務担当課  
・障害福祉担当課

#### 支援機関等

【農業】・JA  
【福祉】・就業・生活支援センター  
・社会福祉協議会  
【労働】・ハローワーク

#### 教育機関

・特別支援学校

# 農福連携の取組み①

## 1 農福連携の理解促進と認知度向上

### ●一般県民の認知度向上

R4は、県内大手スーパー、R5は県農業フェスティバル(来場者20万人)等において、「全国ノウフクマルシェ」などの開催、親子を対象とした「農福連携魅力発信バスツアー」やInstagram等の各種広報媒体により情報発信することで、農福連携の取組みやノウフク商品をPR

### ●農業・福祉事業者の理解促進

- ☛ 農業者や福祉事業者、行政等を対象とした先進地視察・研修会・障がい者体験講座等の開催
- ☛ 県内10地域で連携会議を開催し農業・福祉関係者内の情報共有や相互理解を促進し、地域の状況に応じた取組推進



農業フェスティバルでの  
全国ノウフクマルシェ開催



農福連携推進研修会



魅力発信バスツアー



下呂地域連携会議

## 農福連携の取組み②

### 2 農福連携を支える人材育成

- 福祉事業所職員等を対象とした栽培基礎講座の開催
  - ☞ R1～R5 35人受講
- 現場で農業者と障がい者を補助する岐阜県農業ジョブコーチの育成と派遣
  - ☞ R2～R5 41人育成



栽培基礎講座実習



岐阜県農業ジョブコーチ養成研修

### 3 農業と福祉のニーズをつなぐマッチングの強化

- 農福連携に関心のある障がい者や福祉事業所の実態調査
  - ☞ 障害福祉サービス事業所 約600か所
- 担い手農業経営体への農福連携に関する意向調査の実施
  - ☞ 農業経営体 約100経営体
- 実態調査、意向調査に基づいた農作業受委託などのマッチングを推進
  - ☞ マッチング件数 H30～R4 79件
- 障がい者農業体験講座の開催
  - ☞ 障がい者のできる作業を実際の現場で体験し農家と確認・共有
- 本採用に向けた、お試し雇用への賃金支援とフォローアップ
  - 助成事業** 初年度に限り上限10万円まで賃金助成



柿の収穫



ほうれんそう体験講座

## 農福連携の取組み③

### 4 障がい者等が働きやすい環境の整備

- ・現場の環境整備や、福祉事業所の農業参入時の施設、機械導入を支援

**助成事業**

- ・障がい者への指示方法を示した、農作業の切り出し動画を作成し公社HPで公表
- ・農業者等へ専門的人材を派遣し、障がい者の受入れ時の支援を充実



アスパラ計量選別機の導入



切り出し動画配信

### 5 ブランド力向上・販路拡大

- ・ノウフクJAS認証の取得を推進し、農福連携の魅力等を発信

**助成事業** 新規認定取得手数料等の1/2助成

- ・年齢層にかかわらず幅広く農福連携商品をPRするためのSNSの活用

- ・ぎふのノウフク商品カタログの作成・活用・配布



ノウフク J A S  
ロゴマーク



ぎふのノウフク商品カ  
タログVer2

## ○岐阜県が進める3つの農福連携

①農業経営体による障がい者の一般雇用(一般就労)



②農業経営体と障がい者施設の農作業受委託(福祉的就労)



③障がい者施設の農業参入



## ○農業分野からのアプローチ

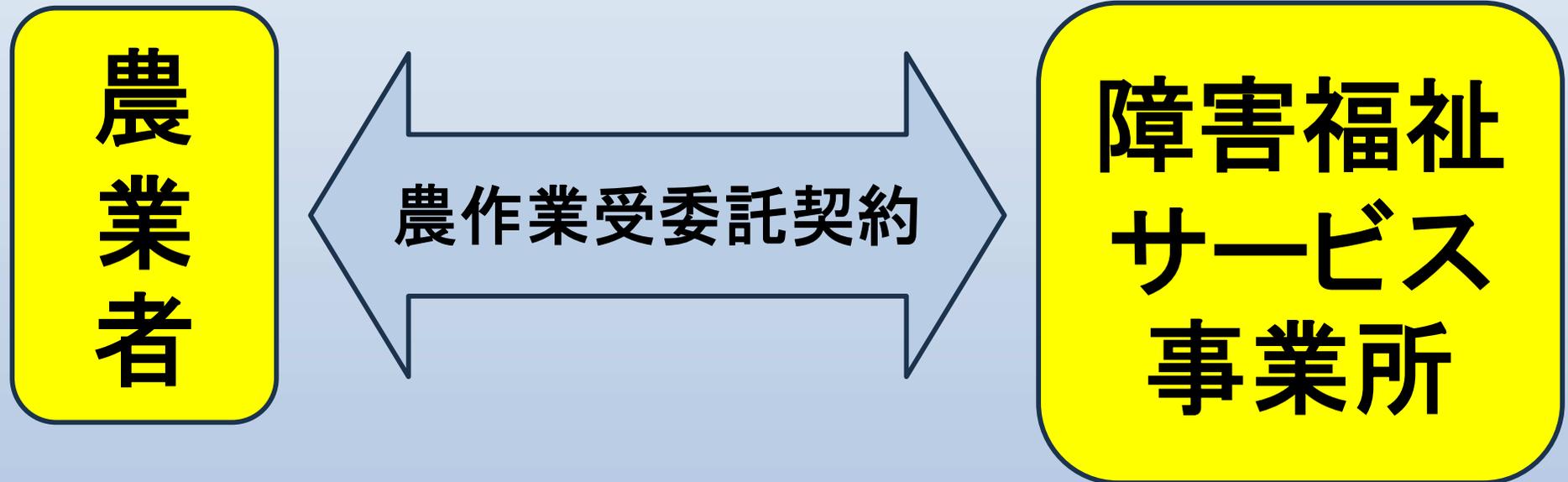
- ・福祉事業所等関係機関と相談する。
- ・作業の切り出し(細分化)を考える。
- ・短時間でも可能な作業の選別はないか？。
- ・時間に縛られない作業はないか？。

## ○福祉分野からのアプローチ

- ・体験農園を利用する。
- ・農業者から作業を受託する(施設外就労)
- ・自ら農業経営を行う
- ・農業者に雇用される。

# ○福祉分野からのアプローチ

## ① 農業者から作業を受託する(施設外就労)



- |                                                                                           |                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・トマトの下葉欠き</li><li>・栗の箱詰め</li><li>・ネギの出荷調整</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・にんにくの根切り</li><li>・ハウス内の清掃</li><li>・柿の収穫</li></ul> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|

# ○福祉分野からのアプローチ

## ② 自ら農業経営を行う

障害福祉  
サービス  
事業所

サービス利用

利用者

・いわゆる企業の農業参入と同じである。

・菌床シイタケ  
・イチゴ  
・さつまいも

・水耕栽培（レタス等）  
・ニンニク  
・農産物加工 他

# 農業参入のための手順等について

## 地域との調和・信頼構築が最重要

賃借料の設定

用水の利用

農道の利用

使用農薬や有機農業

営農上のルールを遵守

### 農業参入法人

(R4年3月 県内168社)

#### 栽培技術の支援と人材確保

農林事務所農業普及課  
県内10カ所

営農計画～栽培技術の支援

地元農業者

栽培技術の指導役、地域の調整役

(指導依頼または雇用)

#### 中・長期的な取り組み

黒字化まで  
平均4.9年

H24日本政策金融公庫調査

方向転換  
できる規模から  
スタート

初期投資を少なく、補助活用

※ 資材・燃料等の高騰によりさらに厳しい状況が予想される

農地を探す



農地を買う

農地所有適格法人の要件を満たし所有



農地を借りる

地域調和を要件に一般法人で借りる



農地の取得(農業委員会等への申請)

市町村・農業委員会、JA、農地中間管理機構が地主や地域の仲介・農地の調整を支援

## 農業参入に対する助成

## 導入機械

### 【助成対象】

就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所で、業として農業を行う法人

### 【助成内容】

農業参入するために必要な施設の整備、農業機械・資材の購入及び農業用機械等の賃借(当該年度に限る)にかかる経費に対し3,000千円を上限に助成

- シイタケハウス
- ビニールハウス
- 物置
- 食品乾燥機 等

## 経営改善につながる環境整備に対する助成

## 導入機械

### 【助成対象】

農業経営体、就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所で業として農業を行う法人

### 【助成内容】

障がい者の雇用促進や雇用規模拡大等の経営改善に必要な機械・施設等の整備に要する経費の2/3以内で助成額2,000千円を上限に助成

- パイプハウス
- 食品乾燥機
- 乗用モア
- 休憩ハウス
- 手押し式エンジン草刈り機 等

## 障がい者の受入体験に対する助成

### 【助成対象】

就労系障害福祉サービス事業所又は生活介護事業所へ初めて作業委託を行う農業経営体や、初めて障がい者個人を雇田する農業経営体

### 【助成内容】

作業委託料又は賃金の相当額。  
ただし、農作業日数は5日以上が条件で、助成日数は30日以内、助成額の上限は10万円

# 実地指導等について

令和5年度

岐阜市福祉部指導監査課

- ■内容
- I 指導及び監査について
- II 令和4年度の指導状況について
- III 全国の指定取消状況等
- IV 今後の実地指導について

## I 指導及び監査について

### • 指導とは？

#### ■方針

- ・ 自立支援給付対象サービス等の取扱いの確認
- ・ 自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項の確認

#### ■形態

集団指導 ⇒ 【講習方式で実施します。】

実地指導 ⇒ 【面談方式で実施します。】

#### ■指導の目的

「サービスの質の確保」 「自立支援給付の適正化」を図ることが目的です。

# Ⅰ 指導及び監査について

監査とは？

## ■ 目的

- サービス提供や自立支援給付請求の不正や著しい不当の疑いが発生した時に、事実関係を把握し、「公正」かつ「適切」な措置を実施します。

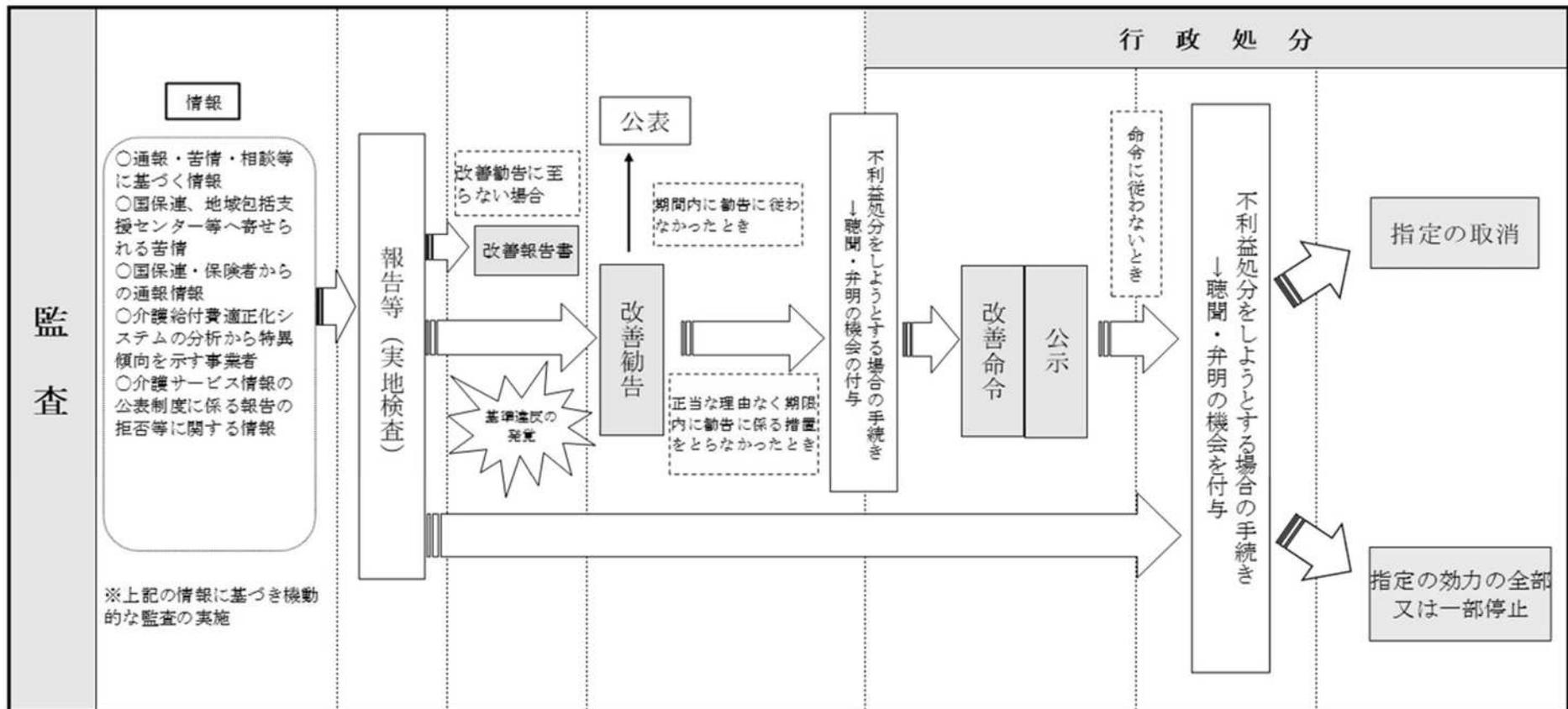
## ■ 監査のきっかけ

- 要確認情報（通報、苦情、相談等）
- 実地指導で確認した情報

## ■ 監査方法は？

- 報告、帳簿書類の提出・提示命令
- 出頭要請
- 職員による関係者への質問
- 実地検査（事業所等での設備・帳簿書類その他の物件の検査）

# 1 指導及び監査について



※特に悪質と認められる不正請求や虚偽報告、検査忌避等については、刑事告発を検討します。

## II 令和4年度の実地指導状況について

### ■実地指導実施件数 【障害福祉サービス事業】

事業名	件数	事業名	件数
居宅介護	20	就労定着支援	0
重度訪問介護	19	短期入所	8
同行援護	2	共同生活援助	6
行動援護	3	障害者支援施設	3
療養介護	0	入所支援	3
生活介護	8	一般相談支援	1
自立訓練	0	特定相談支援	7
就労移行支援	2	障害児相談支援	6
就労継続支援（A型）	5		
就労継続支援（B型）	11	合計	104

## II 令和4年度の実地指導状況について

### ■実地指導実施件数 【地域生活支援事業】

事業名	件数	事業名	件数
移動支援	15	訪問入浴サービス	1
地域活動支援センター	0	日中一時支援	5
		合計	21

### ■実地指導実施件数 【障害児通所支援事業】

事業名	件数	事業名	件数
児童発達支援（センター）	0	児童発達支援（センター外）	19
医療型児童発達支援	0	放課後等デイサービス	42
居宅訪問型児童発達支援	1	保育所等訪問支援	3
		合計	65

## Ⅱ 令和4年度の実地指導状況について

### 主な指摘事項

(障害福祉サービス事業、障害者支援施設及び地域生活支援事業)

#### ①利用者・職員の秘密保持対策が不十分

⇒職員の業務上知り得た利用者等の秘密保持に係る誓約書が取り交わされていないかった。

→在職中及び従業者でなくなった後においても利用者等の秘密を漏らすことがないように、従業者等から誓約書等を徴するなどの必要な措置を講じているか。

→秘密保持の誓約書について、全従業者の保管状況を確認する。

## II 令和4年度の実地指導状況について

### 主な指摘事項

(障害福祉サービス事業、障害者支援施設及び地域生活支援事業)

#### ②運営規程、重要事項説明書、契約書の記載内容が不備

→運営規程と重要事項説明書の内容に齟齬がある。従業員の員数の相違等。

→実態に即した内容であるか確認する。

→運営規程と、重要事項説明書・利用契約書に不整合がないか確認する。

## II 令和4年度の実地指導状況について

### 主な指摘事項

(障害福祉サービス事業、障害者支援施設及び地域生活支援事業)

#### ③介護給付費算定が不適切

⇒加算の算定に係る記録等が不十分

→福祉・介護職員処遇改善加算や欠席時対応加算等の各種加算を算定している場合、算定要件を満たしているかを確認する必要があるため、要件を満たしていることが確認できる記録を残す。

## Ⅱ 令和4年度の実地指導状況について

### 主な指摘事項

(障害福祉サービス事業、障害者支援施設及び地域生活支援事業)

#### ④防災対策が不十分

⇒避難訓練の未実施、記録が不十分。

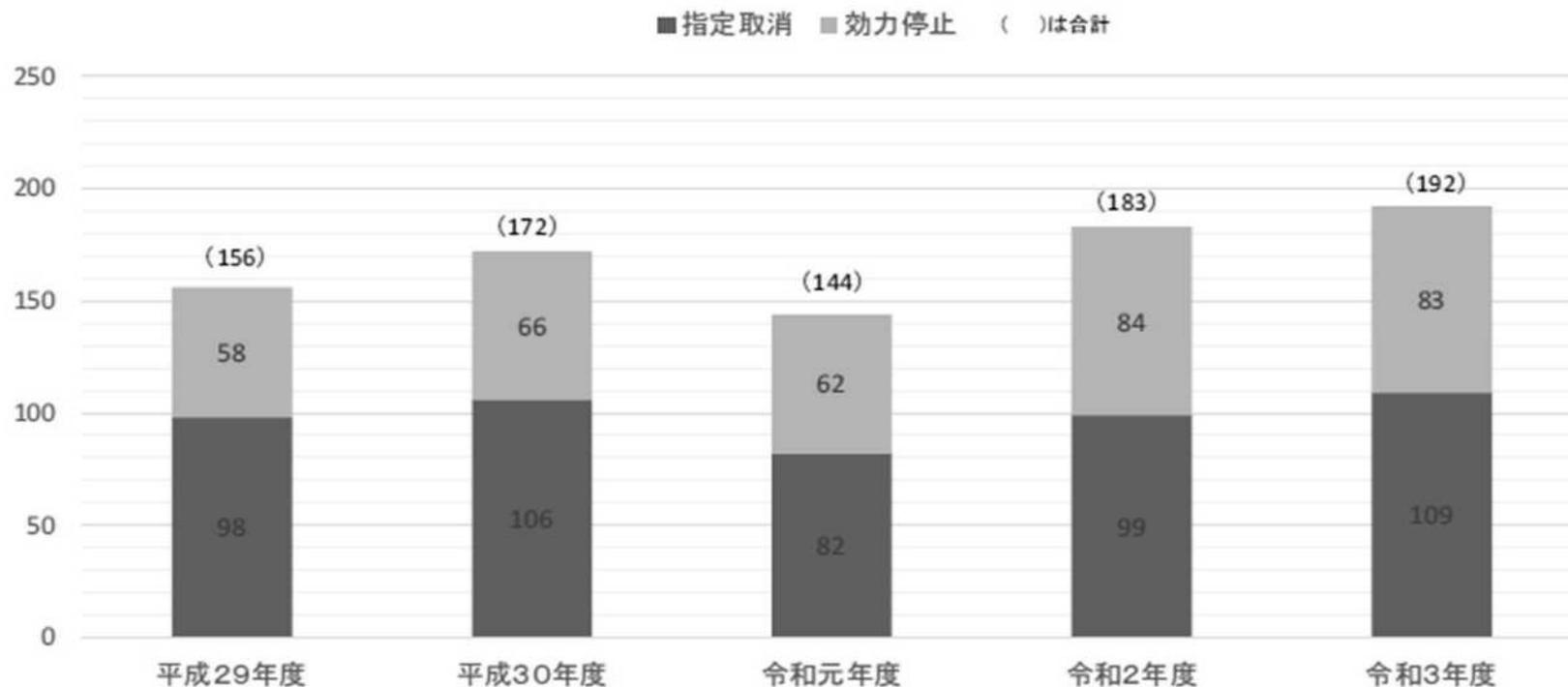
→避難確保計画に基づく避難訓練の実施等、防災対策の充実及び推進に取り組まれているか。

→非常時の避難体制について計画し、避難訓練を実施の上、記録を残す。

### Ⅲ 全国の指定取消状況等

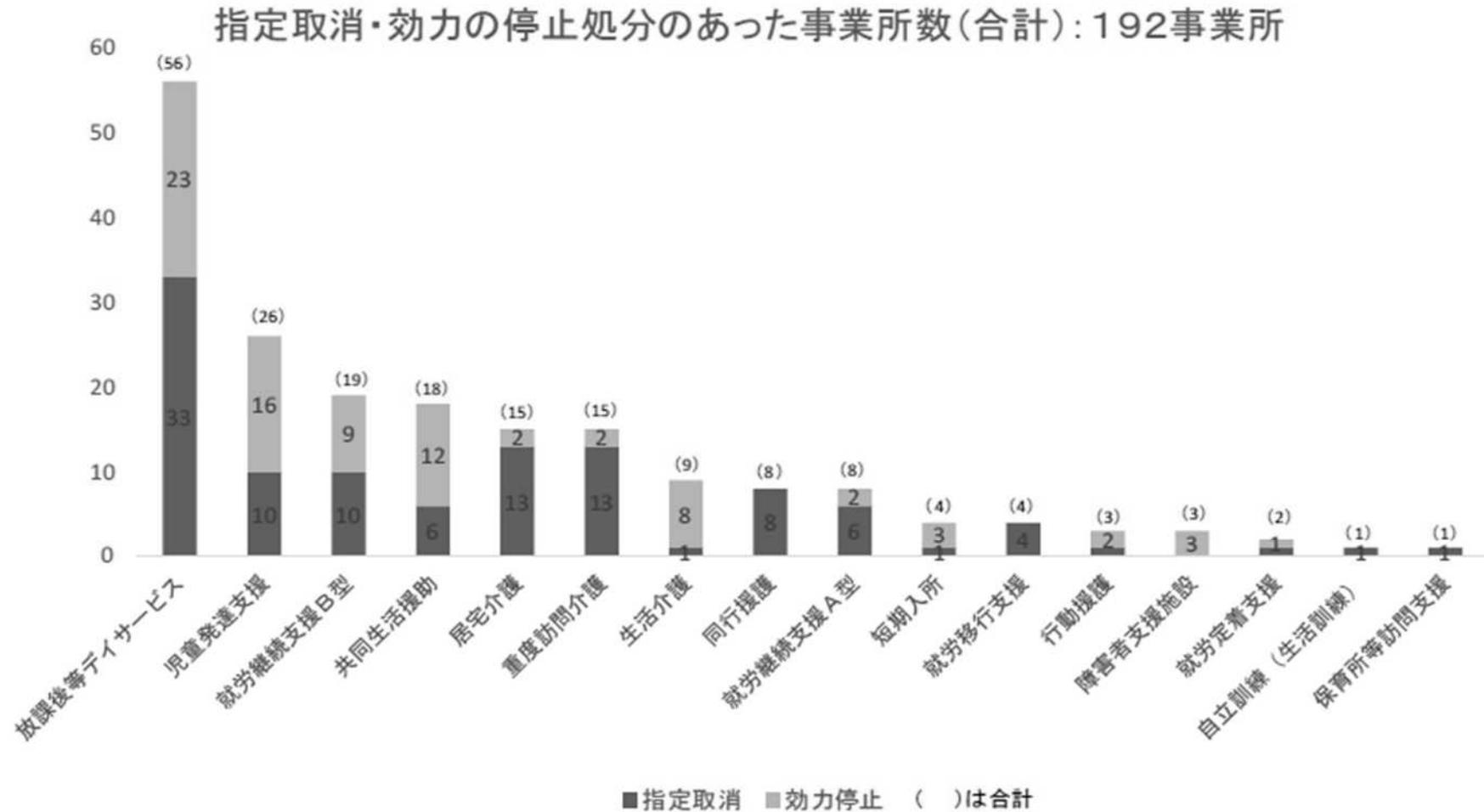
指定障害福祉サービス事業者等の行政処分（取消・効力停止）のあった事業所数の推移【平成29年度～令和3年度】

指定取消・効力の停止処分のあった事業所数(合計):847事業所



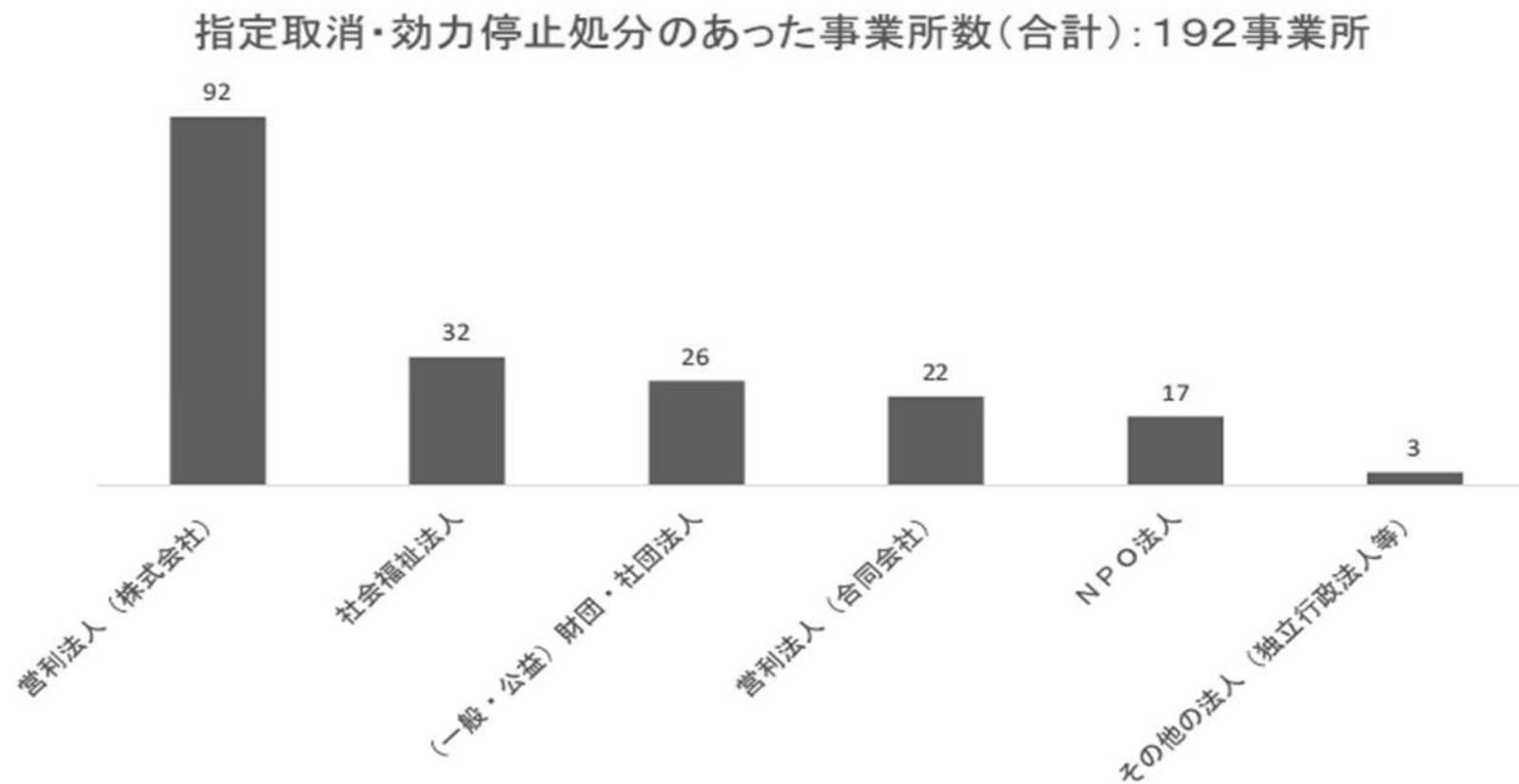
### Ⅲ 全国の指定取消状況等

指定取消・効力の停止処分のあった事業所数【サービス別】（令和3年度）



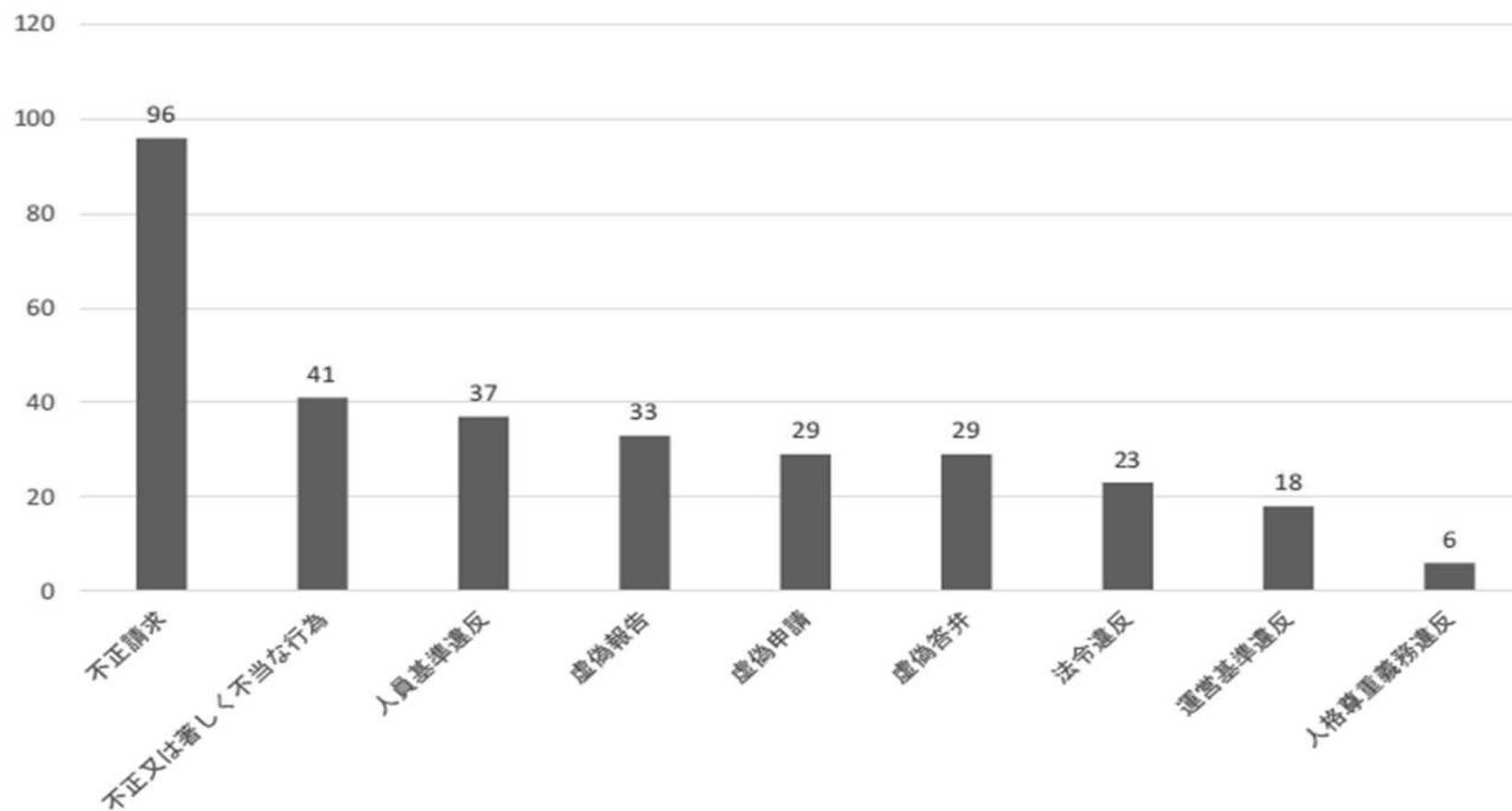
### Ⅲ 全国の指定取消状況等

指定取消・効力の停止処分のあった事業所内訳【法人種別別】（令和3年度）



### Ⅲ 全国の指定取消状況等

#### 主な指定取消事由（令和3年度）



(注)複数の指定取消事由が該当する事業所があるため、指定取消件数と各指定取消事由の合計は一致しない。

### Ⅲ 全国の指定取消状況等

- ・ 障害福祉サービスを利用者に提供していないにも関わらず、提供したとして、虚偽の書類を作成し、それに基づき、介護給付費等を不正に請求した。
- ・ 減算が必要であるにも関わらず、減算しないで介護給付費等を不正に請求した。
- ・ 加算の算定要件を満たしていないにも関わらず、介護給付費を不正に請求した。
- ・ 無資格従業者もしくは雇用契約を締結していないボランティアによるサービス提供について、介護給付費等を不正に請求した。

### Ⅲ 全国の指定取消状況等

- ・ 実際には配置見込みのない者を従業者として記載し、指定申請を行った。
- ・ 監査において、虚偽の報告書を提示し、また、虚偽の答弁を行った。
- ・ 監査において、虚偽の答弁を行い、監査中に書類を破棄し監査妨害を行った。
- ・ 監査において、聴取対象職員を退勤させるなど、聴取調査を拒み、妨げ若しくは忌避した。
- ・ 介護保険法の違反（介護保険法による指定取消処分）のあった事業所において一体的に提供している障害福祉サービスについても指定取消された。

### Ⅲ 全国の指定取消状況等

給付費の不正請求の場合は、当該給付費を返還させるだけでなく、40%加算した額を請求。

**返還額が数億になる事例もある！！！！**

## IV 今後の実地指導について

### ■今後の実地指導の実施について

実地指導対象事業所、施設へは指導日の1か月前には通知しますので、通知が届きましたら、事前提出資料の提出をお願いします。

また、事業所、施設での滞在時間をなるべく短くしたいと考えています。

通知に同封の当日準備資料の事前準備にご協力お願いいたします。

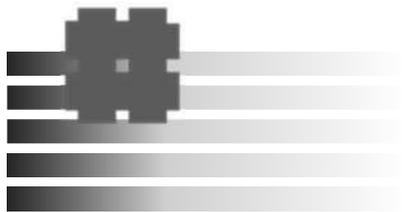
## IV 今後の実地指導について

### ■実地指導 今年度の重点確認事項

【障害福祉サービス事業、障害者支援施設及び地域生活支援事業】  
(※ただし、事業によって必要な事項のみ)

- 1 利用者・職員の秘密保持対策は適切に行われているか。
- 2 事業運営に必要な書類、諸規程等は適切に整備されているか。
- 3 報酬請求等は適正に行われているか。
- 4 避難確保計画に基づく避難訓練の実施等、防災対策の充実及び推進に取り組まれているか。

**ご清聴ありがとうございました**



# 事業所等運営に関する 基本的な事項について (指定基準等)

# 既に義務化されているもの

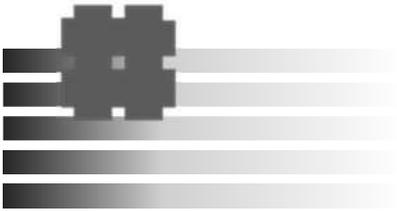
項目	対象サービス	内容
障害者虐待防止の更なる推進	全サービス	①研修の実施(年1回以上) ②委員会(年1回以上)の設置※, 委員会での検討結果を従業員に周知 ⇒運営規程に記載が必要 ③責任者の設置
身体拘束等の適正化の推進	全サービス	①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること ②委員会(年1回以上)の設置※, 委員会での検討結果を従業員に周知 ③指針の整備 ④研修の実施(年1回以上)

※委員会を同時に開催し兼ねることが可能

GIFU CITY

# 令和6年4月に義務化されるもの

項目	対象サービス	内容
感染症対策の強化	全サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>①委員会の開催 訪問系:6カ月に1回以上 訪問系以外:3カ月に1回以上</li><li>②指針の整備</li><li>③研修の実施 訪問系:年1回以上 訪問系以外:年2回以上</li><li>④訓練(シミュレーション)の実施 訪問系:年1回以上 訪問系以外:年2回以上</li></ul>
感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化	全サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>①業務継続に向けた計画等の策定 ＝業務継続計画(BCP)</li><li>②研修の実施</li><li>③訓練(シミュレーション)の実施</li></ul>



# 感染症対策の強化

## (1) 感染対策委員会の定期的な開催

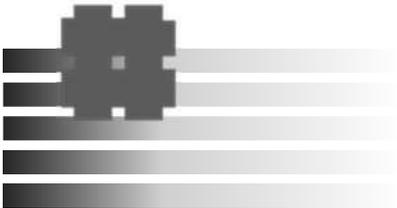
- ◆事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置すること。
- ◆定期的に開催（**6カ月or3カ月に1回以上**）すること。  
感染症流行時期等を考慮して、必要に応じて随時開催すること。
- ◆**結果を全従業員に周知**すること。
- ◆構成員の責務及び役割分担を明確にし、専任の感染対策担当者を決めておくこと。

## (2) 指針の整備

- ◆感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための**指針**を整備すること。
- ◆平常時の対策と発生時の対応を規定すること。

※指針の整備等に係る詳細については次の厚生労働省HP  
「感染症対策指針作成の手引き等について」を参照ください。

URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)



# 感染症対策の強化

## (3) 定期的な研修・訓練の実施

◆研修は、感染症対策の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発及び事業所の指針の周知徹底を目的とする。

◆訓練においては、感染症の発生時に迅速に行動できるよう、事業所内の役割分担を確認し、演習等を実施する。実施手法は、机上と実地を組み合わせながら実施することが望ましい。

◆**全従業員に対して実施**すること。

調理や清掃の業務を委託している場合は、委託を受けている者に対しても事業所の指針を周知すること。

◆定期的に実施（**年に1 or 2回以上**）し、新規採用職員には必ず実施すること。

◆研修・訓練の**実施記録を作成**すること。

# 感染症・非常災害発生時の 業務継続に向けた取組の強化

## (1) 業務継続計画（BCP）の策定

◆**感染症に係る業務継続計画と災害に係る業務継続計画を策定**すること。

※各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。

※感染症及び災害の業務継続計画は一体的に策定することも可能。

※業務継続計画の策定については厚生労働省HPにおいて、業務継続計画の作成を支援するための研修動画及びガイドライン等が紹介されています。自然災害編と新型コロナウイルス感染症編に分かれて掲載されています。以下のWAMNETのホームページを参照ください。

URL:<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/dprevent/dprevent007.html>

# 感染症・非常災害発生時の 業務継続に向けた取組の強化

## (2) 業務継続計画の周知及び定期的な研修・訓練の実施

- ◆研修において、業務継続計画の具体的内容を職員に共有すること。
  - ◆訓練において、事業所内の役割分担の確認や、感染症や災害の発生時に実践する支援の演習等を実施すること。
  - ◆**全従業員に対して実施**すること。
  - ◆定期的に研修及び訓練を実施（**年1回以上**）すること。
  - ◆研修・訓練の**実施記録を作成**すること。
- ※感染症の業務継続計画に係る研修と感染症対策としての研修は兼ねることができ。

## (3) 業務継続計画の定期的な見直し

- ◆業務継続計画において、あらかじめ役割分担を明確にし、情報を正しく把握した上で、意思決定者から指示できる仕組みが必要。

(例) 各担当者を決めておく、連絡先を整理する、必要な物資を整理しておく、事業所内で共有する等

- ◆研修・訓練で生じた課題を踏まえて、定期的に見直すこと



# サービス管理責任者等実践研修の 受講に係るOJT期間について

通常2年以上必要であるが、①～③の要件を全て満たす者が、OJT期間を「6ヵ月以上」とすることができる。

①サービス管理責任者等基礎研修の受講開始時において、サービス管理責任者等の実務経験要件を満たしていること

②障害福祉サービス等事業所・施設において、個別支援計画(原案)作成業務に6ヵ月以上従事すること  
(少なくとも10回以上原案を作成していること)

③②に従事するとして、指定権者に届出を行っていること



# サービス管理責任者等実践研修の 受講に係るOJT期間について

③②に従事するとして、指定権者に届出を行っていること  
※変更届

◆基礎研修修了者が実務経験(OJT)として2人目のサービス管理責任者となる場合は、変更届により配置することを届け出ること。2人目サビ管の人員配置の取扱いは以下の通知を参考にすること。

※令和5年11月15日付け岐阜市障がい福祉課長通知「基礎研修修了者がOJTとして個別支援計画の原案の作成を行う場合の人員配置の取扱いについて(通知)」

# サービス管理責任者等実践研修の 受講に係るOJT期間について

◆実践研修の受講要件であるOJTについては、「サービス管理責任者等基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修講義部分」の双方を修了し、修了証の交付を受けた時点から起算可能となる。

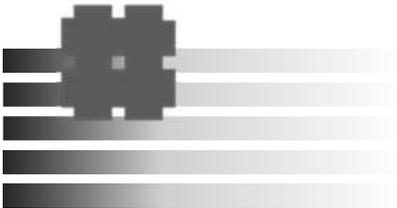
(例) 令和4年10月に両研修修了証の交付を受け、その後実務として個別支援計画の原案を作成していた者がいた場合、変更日を令和4年10月とした遡った変更届(提出日は提出時点の日付)を提出することで、6カ月のOJTとしての届出を受けたとして認める。そのため、令和5年3月以降(実際には本届出を提出して以降すぐに)実践研修の受講が可能となる。

※本届出には作成した原案の写しを添付すること。

# 就労系サービスにおける 施設外就労について

施設外就労は①～⑤までの要件を全て満たす場合に限り可能。

- ①施設外就労の総数については、利用定員を超えないこと。
- ②施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数(常勤換算方法による)の職員を配置すること。事業所(施設内)は、施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数(常勤換算方法による)の職員を配置すること。
- ③施設外就労の提供が運営規程に位置付けられていること。
- ④施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、就労能力や工賃(賃金)の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。
- ⑤緊急時の対応ができること。



# 就労系サービスにおける 施設外就労について

①及び②について

(例) 利用定員20人

前年度の施設内平均利用者数が7人

当日の施設外就労を行う利用者数が18人

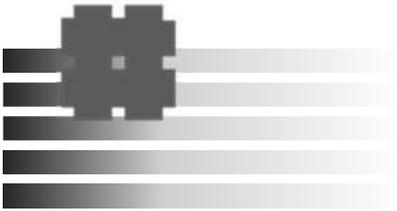
人員配置区分7.5:1 の事業所の場合

施設内20人・施設外20人の計40人までの利用が可能  
人員配置(直接処遇職員)

施設内 =  $7/7.5 = 0.93\dots$  → 1人

施設外 =  $18/7.5 = 2.4$  → 3人

※管理者、サービス管理責任者は施設内にいることが望ましい。



# 就労系サービスにおける 施設外就労について

## ◆ 注意点

① 施設外就労先の企業とは、請負作業に関する契約を締結すること。

→ 同一法人内での契約は不可。

② 請け負った作業についての利用者に対する必要な指導等は、施設外就労先の企業ではなく、事業所が行うこと。

施設外就労先企業の職員 → 利用者は ✖

施設外就労先企業の職員 → 事業所職員 → 利用者は ○

# 就労系サービスにおける 施設外就労について

## ◆ 注意点

③ 事業所が請け負った作業について、利用者と施設外就労先の企業の従業員が共同で処理していないこと。

→ 同室での作業を行わないこと

④ 施設外就労に関する実績報告を毎月市へ提出すること。

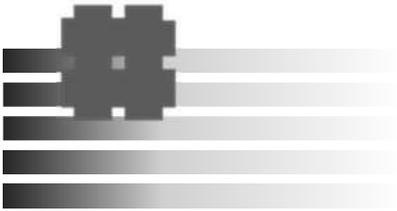
→ 岐阜市ホームページ上に様式あり。

トップページ > 健康・福祉 > 障がい福祉 > 障がい福祉事業所の方へ > 事業所向け様式一覧

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/syougaisyafukushi/1004754/1004759.html>

※「施設外就労実施報告書」という名称のデータ



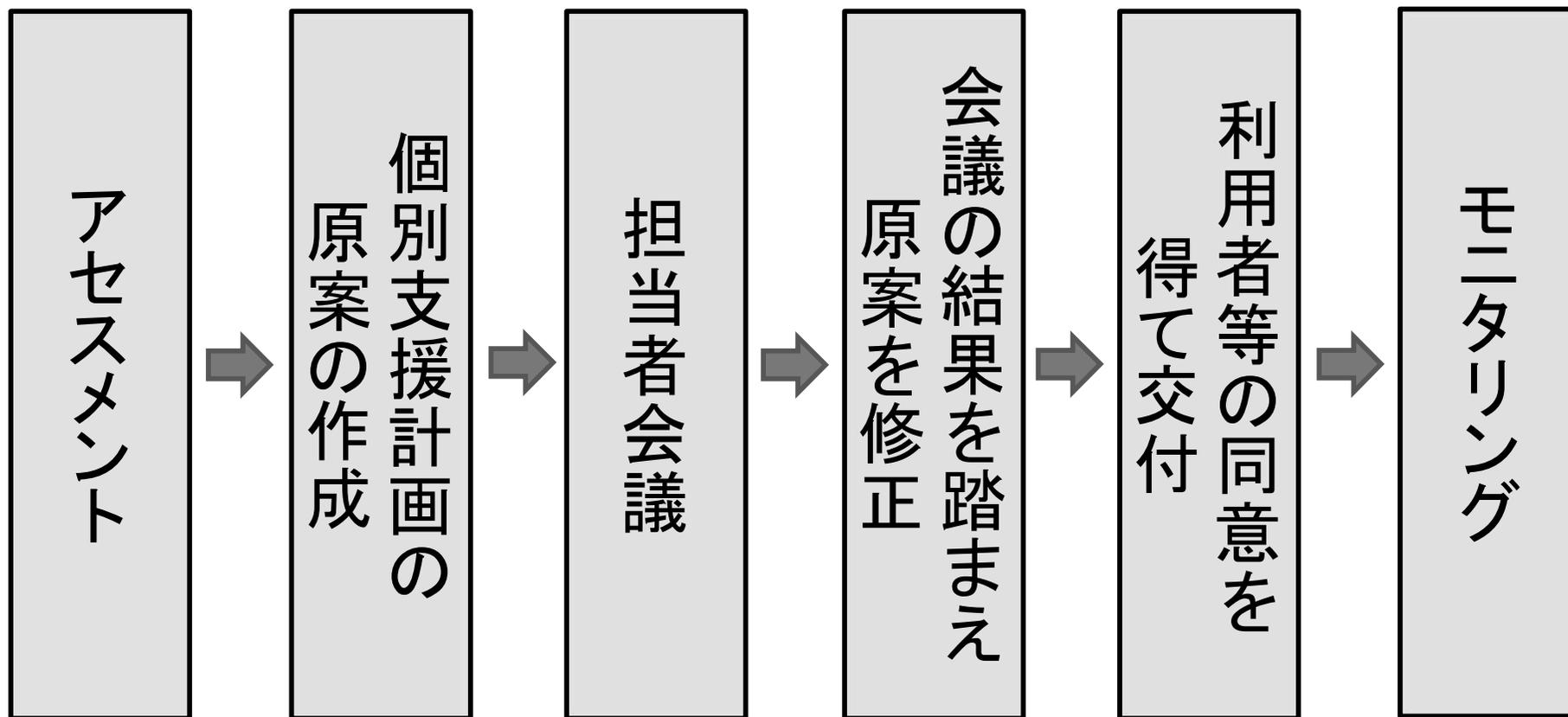


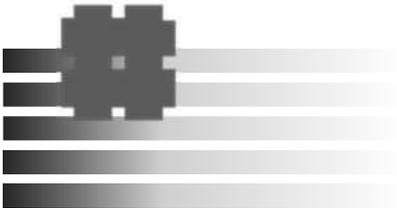
# 就労系サービスにおける 施設外就労について

◆平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・  
援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知  
「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)にお  
ける留意事項について」  
令和3年3月30日障障発0330第2号改正現在  
を参照の上、実施すること。

# 個別支援計画について

## 作成の流れ





# 個別支援計画について

## 【注意点】

### ①アセスメント

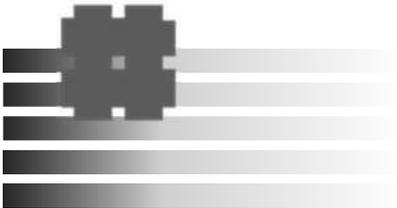
- ・個別支援計画作成前に行うこと
- ・サービス管理責任者が面接して行うこと
- ・面接日、意向など記録を残すこと

### ②個別支援計画の原案の作成

- ・相談支援事業所が作成するサービス等利用計画を反映すること

※原案作成前に必ずもらい、保存すること

- ・作成した原案を残すこと



# 個別支援計画について

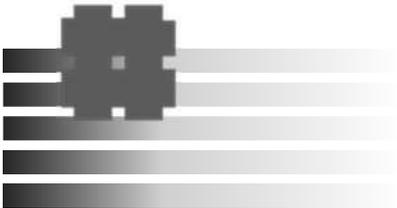
## 【注意点】

### ③担当者会議

- ・支援に当たる担当者等を招集して会議を開くこと  
(テレビ電話装置等の活用も可)
- ・会議の記録(出席者、開催日等)を残すこと

### ④会議の結果を踏まえ原案を修正

- ・原案に対する意見を記録し残すこと  
(原案に直接メモ、加筆したもので可)



# 個別支援計画について

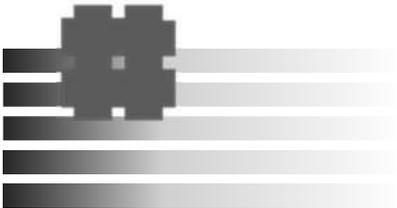
## 【注意点】

### ⑤利用者等の同意を得て交付

- ・保護者、本人に必ず説明をし同意を得ること
- ・文書により同意を得ること

### ⑥モニタリング

- ・少なくとも6カ月に1回以上見直しを行うこと
- ・定期的に保護者、本人に面接すること
- ・記録を残すこと



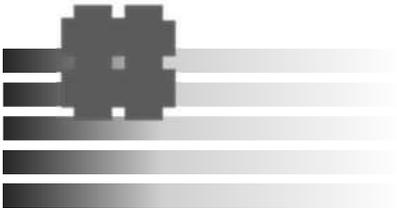
# 運営上の注意点①

## (1) 運営規程について

- ・職員数、営業日・サービス提供日・営業時間等  
実態に合わせて適宜変更してください
- ※変更届が必要ですので遅滞なく提出ください
- ※職員数の書き方について、実数ではなく以上表記  
が可能になりました。

(例)生活支援員 1名以上とした場合、人数の増減があっても運営規程の表記自体には変更がないため、変更届の提出が不要になります。

- ・掲示あるいは閲覧できる状態で置く必要があります。  
変更した都度、更新するようにしてください。



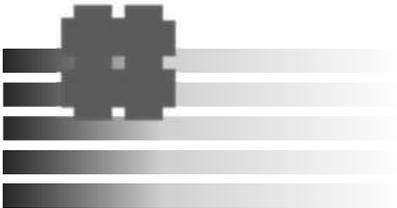
## 運営上の注意点②

### (2) 転倒、転落防止策について

- ・事業所内に設置しているロッカー、鍵付き書庫等倒れた場合危険なものは転倒防止対策を施してください。
- ・重いものを高い箇所に置いている場合は、転落防止対策を施してください。

### (3) ヒヤリハット、苦情について

- ・細かなものも含め、記録を残すようにしてください。  
適宜、事業所内で共有し、再発防止に努めてください。



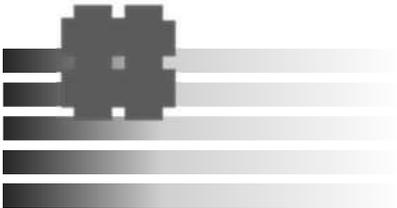
## 運営上の注意点③

(4) 秘密保持の誓約、防犯カメラ等の同意について

- ・職員との秘密保持の誓約、防犯カメラ等を設置する場合の本人、保護者の同意等、後々取っていないことが問題にならないように事前に取りるようにしてください。
- ・原本は必ず事業所あるいは法人で保管してください。

(5) 変更届、体制届等について

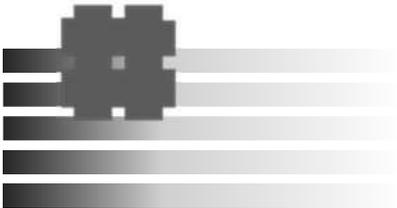
- ・市に提出する体制届や変更届等は、事業所内で必ずデータや紙で蓄積し、保存するようにしてください。
- ・特に体制届については、請求の誤りにも繋がりますので、最新の体制を常に把握するようにしてください。



## 運営上の注意点④

### (6) 定員の遵守について

- やむを得ない事情を除き、原則定員を遵守してください。あくまで臨時的なものであり、慢性的に継続するものではありません。
  - ※ 減算にならない範囲であれば定員を超えても良いというわけではありません。
  - ※ 定員を超過する場合、やむを得ない理由等、必ず記録を残してください。
- 新型コロナウイルス感染症に係る柔軟な取扱いは変更がありました。今一度通知を読み返すなど、内容について把握した上で運営してください。



## 運営上の注意点⑤

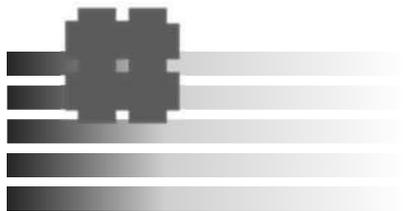
### 【参考となる通知】

令和5年5月1日付け

【岐阜市】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について

令和5年6月6日付け

【岐阜市】新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて

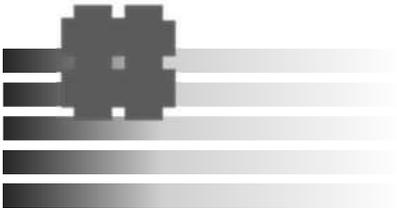


# 事業所等運営に関する 基本的な事項について (報酬請求等)

# 介護給費等算定に係る体制等に関する届出について

届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。)については、利用者や指定相談支援事業所等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から算定を開始することができます。

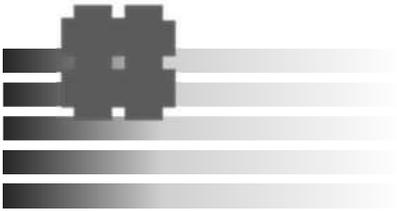
共同生活援助の住居追加や定員増に関しては、12月に開始する場合、体制届は12月1日異動とし、変更届と合わせて前月の11月15日までに提出をお願いします。



# 減算について

加算等が算定できない状況が生じた場合、または加算等が算定できなくなることが明らか場合は、速やかにその旨を届出てください。

また、この場合において届出を行わず、請求を行った場合は不正請求となり、支払われた給付費は不当利得となるので、事業所は過誤調整若しくは返還措置を講ずることとなり、悪質な場合は指定の取消や効力停止処分となります。



# 人員欠如について

それぞれのサービスで定められている人員について、休暇取得状況等の理由で欠如が生じた場合、欠如減算が算定されますので、毎月の確認が必要です。

必要な人員の1割を超えて欠如した場合には、その翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間減算が算定されます

減算適用 1月日から2月目	所定単位数の70%を算定
減算適用 3月日以降	所定単位数の50%を算定



# 人員基準と平均利用者数の考え方

それぞれのサービスによって配置すべき人員の基準が決められており、人員の充足を確認する方法として重要なのが、平均利用者数です。平均利用者数に応じた人員を配置し適切な報酬区分で請求できているか、毎月確認が必要です。

$$\text{利用者総数} \div \text{事業所開所日数} = \text{平均利用者数}$$

## 注意

事業所開設からどれだけの期間経過しているかによって、いつからいつまでの利用者総数をいつからいつまでの事業所開所日数で除するのか、違いがあります。

GIFU CITY

①開設から6か月未満の事業所

→定員の90%を平均利用者数とします

②開設から6か月以上1年未満の事業所

→直近6か月の平均を平均利用者数とします

例

R5.12.1開所の事業所 定員10人

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
総利用者数	20	40	40	66	66	80	88	110	110	110	136	136
総開所日数	20	20	20	22	22	20	22	22	22	22	22	22

①の平均利用者数 →  $10人 \times 90\% = 9人$

R6年6月の時点②の平均利用者数 →  $312人 \div 124日 = 2.6人$

R6年7月の時点②の平均利用者数 →  $380人 \div 126日 = 3.1人$

小数点第2位切り上げ

CITY

③開設から1年以上で、同一年度の4月から3月実績のない  
事業所 →直近12か月の平均を平均利用者数とします

④同一年度の4月から3月の実績がある事業所  
→前年度4月から3月の平均を平均利用者数とします

例

R5.12.1開所の事業所 定員10人

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
総利用者数	20	40	40	66	66	80	88	110	110	110	136	136
総開所日数	20	20	20	22	22	20	22	22	22	22	22	22

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
総利用者数	136	136	140	154	154	160	176	198	220	220	220	220
総開所日数	20	20	20	22	22	20	22	22	22	22	22	22

R7年1月時点③の平均利用者数 →  $1,118人 \div 256日 = 4.4人$

R7年4月時点④の平均利用者数 →  $1,402人 \div 256日 = 5.5人$



# 平均利用者数で確認する基準の例

## 生活介護 人員配置

人員配置体制加算(Ⅰ)	1.7:1
平均利用者数(ex:前年度4月～3月平均)	5.5人
必要な直接処遇職員の常勤換算	3.235...以上

## 就労継続支援B型 人員配置

就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)※	10:1
平均利用者数(ex:直近12か月平均)	14.5人
必要な職業指導員・生活支援員の常勤換算	1.45以上

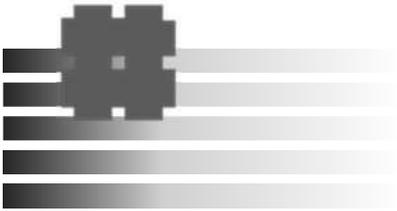
※就労継続支援B型で、人員配置7.5:1の給付費を算定する場合、  
工賃向上計画の提出が必要です。

# 福祉専門職員配置等加算について

福祉専門職員配置等加算は、

- ・資格保有者（介護福祉士、社会福祉士等）
  - ・常勤職員
  - ・勤続3年以上の常勤職員
- の割合によって区分Ⅰ～Ⅲが変わります。

届出をした月以降も、区分の要件を満たしているか毎月確認し、要件を満たさない、あるいは区分が変わる場合は届出てください。



# 送迎加算について

送迎加算は、区分によって条件が異なります。毎月それぞれの条件を満たしているかどうか、毎月確認が必要です。

送迎加算Ⅰ	1回の送迎につき平均10人以上が利用し(※)、かつ週3回以上の送迎を実施している場合。
送迎加算Ⅱ	1回の送迎につき平均10人以上が利用している(※)。または、週3回以上の送迎を実施している場合。

※利用定員が20人未満の事業所にあたっては、平均的に50/100以上が利用している場合

# 福祉・介護職員処遇改善加算等について

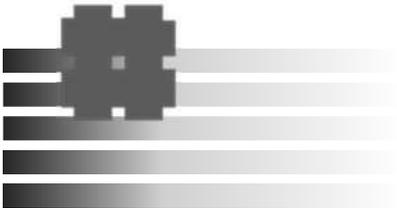
## ＜実地指導でよくある指摘事項＞

計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しているか。

口頭だけではなく、周知していることが客観的にわかる記録を残してください。会議録、周知文書等を実地指導で確認します。

研修計画を立てているか(キャリアパス要件Ⅱ)

福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び具体的な計画を策定し、計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保してください。

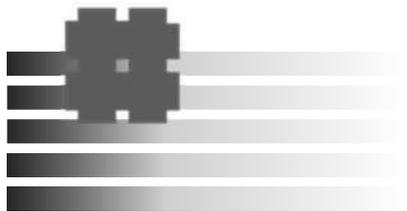


## [注意事項]

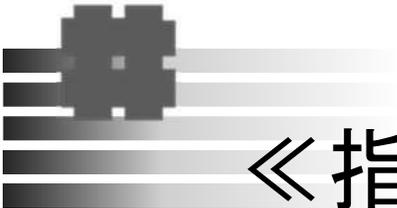
特定処遇改善加算Ⅰの配置等要件である福祉専門職員配置等加算や特定事業所加算が算定できなくなったときには必ず計画の変更を届け出てください。

処遇改善加算や特定処遇改善加算を算定する場合は、算定予定も含めて障害福祉サービス等情報公表システム(WAM NET)に記載、申請をしてください。

「サービス内容に関する事項」の中に、算定の有無、職場環境等の要件の有無を選択する箇所があります。



# 指定障害児通所支援 事業所に対する 行政処分について



## 《指定障害児通所支援事業所に対する 行政処分について①》

- ◆ 令和5年4月、岐阜市が指定する障害児通所支援事業所において、指定取消処分を受ける事例が発生しました。
  - ◆ 障害福祉サービス事業者等は、障害者総合支援法、児童福祉法、その他関係法令及び関係通知等において定められた基準等を遵守し、適正な事業運営及び報酬請求を行う必要があります。
- ⇒ 以下、本件概要について紹介しますので、各事業者におかれましては、あらためて自らの事業の運営状況を振り返り、適正な事業運営や正確な給付費の請求を図っていただくようお願いします。

# ≪指定障害児通所支援事業所に対する 行政処分について②≫

## 【岐阜市の事例】

### (1) 処分概要

- ①対象事業 : 放課後等デイサービス
- ②処分内容 : 指定の取消
- ③指定取消日 : 令和5年4月19日



※以下、処分理由について  
説明します。

### (2) 処分理由

- ①人員基準違反(児童福祉法第21条の5の24第1項第3号)
- ②不正請求 (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号)
- ③虚偽の書類提出及び答弁 (児童福祉法第21条の5の24第1項第6号及び第7号)

# ≪指定障害児通所支援事業所に対する 行政処分について③≫

## ➤ 人員基準違反

- ・サービス提供時間を通じて、児童指導員等が2以上、配置されていなかった。
- ・常勤の児童指導員等が配置されていなかった。
- ・専任かつ常勤の児童発達支援管理責任者が配置されていなかった。

※**職員の配置は、必要な人員基準を満たしていますか？**

⇒ 勤務実績を出勤簿等で確認できるようにし、事業所においても確認を！

(法人代表者であっても、事業所の管理者や従業員として勤務する場合は、勤務実績が確認できるようにしてください。)

# ≪指定障害児通所支援事業所に対する 行政処分について④≫

## ➤ 不正請求

- ・算定に必要な人員が揃っていない状態で、児童指導員等加配加算・福祉専門職員配置等加算を適用し、障害児通所給付費を請求した。
- ・必要な職員を配置していない状態で、サービス提供職員欠如減算・児童発達支援管理責任者欠如減算を適用せず、障害児通所給付費を請求した。
- ・サービスを提供していない日について、サービスを提供していたものとして、障害児通所給付費を請求した。

※報酬の算定要件は満たしていますか？

減算対象となっているにもかかわらず、減算を適用せず請求していませんか？

⇒(給付費の水増し請求など)悪意のある不正請求だけでなく、  
制度への理解が不十分なまま事業運営を行い、不適切な請求となった事案も、  
行政処分の対象となる場合があります。

# ≪指定障害児通所支援事業所に対する 行政処分について⑤≫

## ➤ 虚偽の書類提出及び答弁

・監査時に実際の勤務実態とは異なる虚偽の勤務実績表を提出し、  
事実と異なる虚偽の答弁をした。

## 【岐阜市からの通知】

「障害福祉サービス等の適切な運営について(通知)」

(令和5年5月2日 岐阜市障がい福祉課長・指導監査課長 連名通知)

⇒あらためて自らの事業運営を振り返り、  
適正な事業運営や正確な給付費の請求を図っていただくようお願いします。

(再掲)

# しょうがい者を虐待から

# まも 守りましょう!

し 知っていますか?

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう  
「障害者虐待防止法」



## ぜつたい 絶対にあってはならないしょうがい者への虐待

虐待はしょうがい者の尊厳をおびやかす、自立や社会参加をさまたげます。虐待は絶対にあってはならないことですが、虐待と気づかないまま起きているおそれもあります。しょうがい者の虐待は――

- 特定の人や家庭、場所ではなく、どこの家庭でも起こりうる問題です。
- 虐待している人に、虐待している認識がない場合があります。
- 虐待をされている人が虐待だと認識できないで、自分から被害を訴えられない場合があります。

そのため、虐待を防ぐためには、住民一人ひとりがこの問題を認識して、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。

### ■ 虐待に気づいたらすみやかに通報を

しょうがい者虐待に気づいた人には、市の担当窓口への通報義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されているしょうがい者だけでなく、虐待している家族などがかかえる問題の解決にもつながります。ご協力をお願いします。



# 障害者虐待防止法って どんな法律？

## 障がい者のあたりまえの生活を守る法律です

障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障がい者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。



## 対象となる障がい者とは

障害者虐待防止法では、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）のある人や、そのほかに心身の障がいや社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人が対象となります。（18歳未満の人も対象になります）

※障がい者手帳を取得していない場合も含まれます。

## 3種類の障がい者虐待

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

### 養護者による 障がい者虐待

障がい者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人による虐待のことで



### 障がい者福祉施設従事者 等による障がい者虐待

障がい者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のことで



### 使用者による 障がい者虐待

障がい者を雇って働かせている事業主などによる虐待のことで



## 通報や届け出をした人の情報は守られます

虐待の通報をした人や届け出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、市の職員には守秘義務が課せられています。また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などをすることは禁じられています。匿名による通報でも、通報内容は受け付けてもらえます。

# こんなことが虐待に ～障がい者虐待の例～

## 身体的虐待

障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。  
また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。

たとえば…

- 平手打ちにする ● 殴る ● 蹴る
- つねる ● 縛りつける ● 閉じ込める
- 不要な薬を飲ませる など

こんなサインが…

- 体に傷やあざ、火傷の跡がしばしばある。
- 急におびえたり、こわがったりする。
- 傷やあざなどの説明が変化する。 など



## 性的虐待

障がい者に無理やり（また同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。

たとえば…

- 性交 ● 性器への接触 ● 裸にする
- キスをする ● 障がい者にわいせつな話を、映像を見せる など

こんなサインが…

- 肛門や性器などに出血や傷がみられる。
- ひと目を避け、部屋にひとりでいたがる。
- 人に相談するのをためらう。 など



## 心理的虐待

障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。

たとえば…

- 怒鳴る ● ののしる ● 悪口を言う
- 仲間に入れない ● 子どもあつかいする ● わざと無視する など

こんなサインが…

- おびえる、泣く、叫ぶなどパニックを起こす。
- 攻撃的な態度がみられる。
- 自分で自分を傷つける行為をする。 など



## 放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させること。

たとえば…

- 十分な食事を与えない ● 不潔な住環境で生活させる ● 必要な医療や福祉サービスを受けさせない など

こんなサインが…

- 体から異臭がするなど衛生状態が悪い。
- ひどく空腹を訴え、栄養失調がみられる。
- 学校や職場などに出てこない。 など



## 経済的虐待

本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使うこと。また障がい者に理由なく金銭を与えないこと。

たとえば…

- 年金や賃金を渡さない ● 勝手に財産や預貯金を使う ● 日常生活に必要な金銭を与えない など

こんなサインが…

- お金を使っている様子がみられない。
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない。
- 生活費などの支払いができていない。 など



# 「虐待される人」「虐待してしまう人」 の両方を救うために

## 養護者への支援も大切です

障がい者虐待では、虐待をしている側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。介護疲れや障がいへの知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障がいなど要因はさまざまですが、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。



### 養護者に対するサポート例



#### <負担を軽くする>

障がい者の短期入所など障がい福祉のサービスの利用で、養護者の障がい者介護の負担を減らし、冷静になれる時間や休息できる時間をつくる。

#### <知識や技術を増やす>

障がいに関する介護への知識や技術不足が虐待につながらないように、専門家の助言や指導によって、障がいへの正確な知識や情報などを提供する。

#### <心のケアをする>

カウンセリングの利用や家族会への参加などで、精神的に追い詰められた養護者の心をいやし、家族関係の回復にもつなげていく。

#### <専門的な支援をする>

病気や経済的問題など養護者自身が支援を必要としている場合は、それぞれに適切な対応を考えるために、専門機関からの支援を行う。

### 「福祉事務所」にご相談ください!

障がい者の虐待にかかわる通報や届け出、支援などの相談は、福祉事務所までお寄せください。障がい者の虐待をなくすために、あなたのご協力をお願いいたします。



## 岐阜市福祉事務所 障がい福祉課

住所：〒500-8701 岐阜市司町4-0-1  
TEL：058-265-5571 FAX：058-265-7613  
E-mail：fj-shougaisoudan@city.gifu.gifu.jp

このリーフレットは、厚生労働省「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」をもとに作成しました。



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



環境に配慮し、古紙配合率80%以上・グリーン購入法総合評価値80以上の用紙及び植物油インキを使用しています

禁無断転載©東京法規出版 M19

家族や施設の職員、  
会社の人など、  
あなたのことを  
守ってくれるはずの人が、  
ひどいことをしてきたら、  
それは虐待かもしれません。

虐待されていませんか？  
見たことありませんか？



「いやだな」「やめてほしいな」と  
思うことをされたら  
「やめて」と言っているのです。



あなたのことを  
虐待から守るための  
決まり(法律)もあります。  
その法律を、  
障害者虐待防止法といます。



わかりやすい版

虐待されたら  
“やめて”と言おう

障害者虐待防止法はあなたを守ります

(法律の正式な名前は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます)

# これは、<sup>ぎやく たい</sup>虐待です。



【このほかにも】  
他の人の前で ばかにされる  
仲間はずれにされる  
「おやつ抜き」などの 罰がある  
など



【このほかにも】  
給料から 知らないお金が引かれている  
自分の携帯電話を 他人が使っている  
自分の通帳を 見せてもらえない  
など



【このほかにも】  
体をさわられる  
裸の写真や アダルトビデオなどを 見せられる  
無理やり キスやセックスを させられる  
など



とても熱いものを  
食べさせられる、  
飲まされる



身体的虐待

たたかれる、  
なぐられる、  
けられる



身体的虐待

部屋から  
出してもらえない



身体的虐待

【このほかにも】

手や足をしばられる  
苦しい姿勢をさせられる  
タバコの火などを押しつけられる  
など

お風呂に  
入らせて  
もらえない



ネグレクト

ごはんを  
食べさせて  
もらえない



ネグレクト

【このほかにも】

手伝ってほしいのに無視される  
トイレに行かせてもらえない  
病気なのに病院に連れてってもらえない  
など

「ネグレクト」とは、ほったらかしにされる という意味です。

ぎゃくたい

# 虐待をされたら、どうする？

## 1. 「いやだ」「やめて」と言う

ぎゃくたい  
虐待をされたら、  
まずは「いやだ」「やめて」と  
言うてください。  
がまんしなくていいのです。



あなた以外の人が  
虐待されていたら、  
すぐに  
役所か身近な人に  
言いましょう。

## 2. 役所に連絡する

やくしょ  
役所には誰かといっしょに行ったり、  
代わりに連絡してもらってもかまいません。  
どうしたらいいかわからないときは、  
身近な人に相談しましょう。

ここに連絡してください

あなたが連絡したことは秘密にされます。

でんわ  
電話やメール、  
ファクス、手紙で  
連絡することも  
できます。



## 3. 連絡した後はどうなる？

だれ  
誰がどのような虐待をしたのか、  
やくしょ  
役所の職員が確認します。  
ぎゃくたい  
虐待した人や  
虐待が起きた施設・会社などは  
注意されます。



ぎゃくたい  
虐待をした人が  
警察に  
逮捕されることも  
あります。

# ♡♡♡ 岐阜市サポートブックのご案内 ♡♡♡

## ♡♡♡ サポートブックをご存知ですか？ ♡♡♡

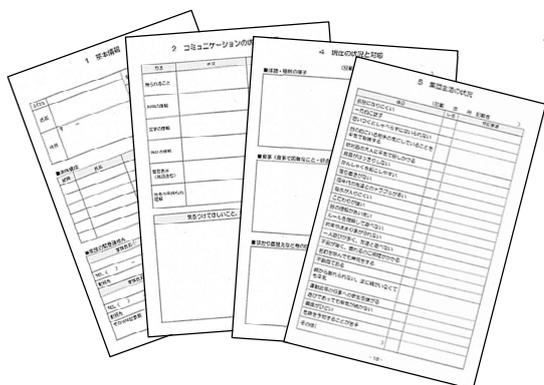
サポートブックは、お子さんに関わる人にお子さんのことを知ってもらい、安心して社会生活を送ることができるようになるための支援ツールです。

発達の気になるお子さんや、療育などの支援を必要とするお子さんの特性や困りごとへの対応方法などを記録します。

生まれてからの成長・発達の様子や、支援機関、保育所（園）・認定こども園・幼稚園、学校、病院などでの相談・支援の内容を整理しておくことにより、就学や進級などの際にスムーズで切れ目のない支援が受けられるようにするとともに、さまざまな生活場面で周囲の人に理解してもらうために活用できます。



## ♡♡♡ サポートブックの内容と使い方 ♡♡♡



サポートブックの内容は、9つの項目に分かれています。

- ①発達やアレルギー等身体状況などの基本情報、
- ②コミュニケーションに関すること、
- ③福祉サービスの記録、④日常の様子、
- ⑤集団生活の様子、⑥落ち着かないときの対応、
- ⑦困ったときの記録、⑧相談と支援の記録、
- ⑨保護者の記録

お子さんの成長や発達に応じて、支援者に伝えておいたほうが良いと思うことを、書けるところから少しずつ記入しましょう。一度にすべての項目を記入する必要はありません。一度記入した項目でも、お子さんの状況に合わせて追加・変更しましょう。

必要に応じて、ページの追加や取り外しができます。ポケットがついているので、母子健康手帳や支援機関などからもらった資料と一緒に保管することもできます。

サポートブックを見せることで、お子さんに関わる人（支援者）にお子さんの様子が伝わりやすく、安定した支援を受けられるよう活用しましょう。

サポートブックについてのご意見、ご要望やお問い合わせは  
 岐阜市役所 障がい福祉課（相談係）まで  
 〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1  
 Tel : 058 (214) 2572 / Fax : 058 (265) 7613



サポートブックの用紙は、市ホームページからダウンロードをすることができ、用途に応じて必要な用紙を追加してお使いいただけます。

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/syougaisyafukushi/1004678/1004685/1004692.html>



1. 岐阜市のホームページの「健康・福祉」をクリック

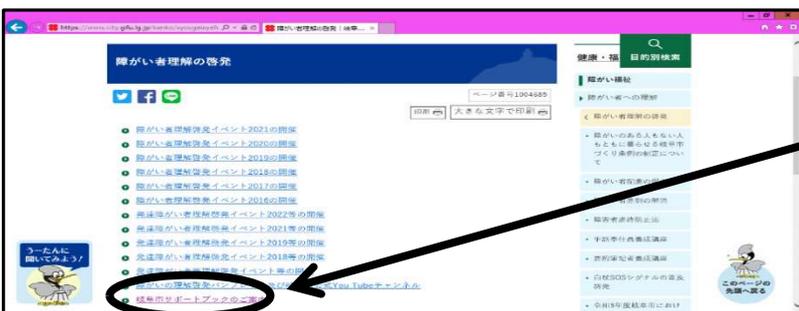
2. 「障がい福祉」をクリック



3. 「障がい者への理解」をクリック



4. 「障がい者理解の啓発」をクリック



5. 「岐阜市サポートブックのご案内」をクリック



6. PDF形式とWord形式の2種類から選択